

規則第 15 号

協働によるまちづくり審議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、廿日市市協働のまちづくり基本条例（平成 24 年条例第 3 号）第 17 条第 1 項の協働によるまちづくり審議会（以下「審議会」といいます。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めます。

(会長及び副会長)

第 2 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定めます。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表します。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理します。

(会議)

第 3 条 審議会の会議は、会長が招集します。

2 審議会の会議は、会長がその議長となります。

3 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができません。

4 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによります。

(庶務)

第 4 条 審議会の庶務は、自治振興部協働推進課において処理します。

(委任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、会長が審議会に諮って定めます。

附 則

この規則は、公布の日から施行します。